

## 第22回岐阜県パラスポーツ大会春大会「清流スポーツ大会」開催要綱 (兼 全国障害者スポーツ大会選手選考会)

### 1 目的

大会の開催により、パラスポーツの裾野拡大とパラスポーツの振興を図ることを目的とする。  
また、個人競技については、10月に佐賀県で開催される「全国障害者スポーツ大会」へ出場する県代表選手、団体競技（バスケットボールを除く）については「同大会北信越・東海ブロック予選会」へ出場する県代表チーム選考を兼ねて行う。

### 2 名称

第22回岐阜県パラスポーツ大会春大会（全国障害者スポーツ大会選手選考会）  
（愛称：清流スポーツ大会）

### 3 主催

岐阜県、一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会

### 4 主管

一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会企画競技委員会

### 5 協力団体

岐阜陸上競技協会、岐阜県水泳連盟、岐阜県アーチェリー協会、岐阜県卓球協会、岐阜県障害者フライングディスク協会、岐阜ボッチャ協会、岐阜県障がい者ボウリング連盟、岐阜県バスケットボール協会、岐阜県ソフトボール協会、岐阜県バレーボール協会、岐阜県知的障がい者サッカー連盟、岐阜県障害者スポーツ指導者協議会、ボランティア各学校等（順不同）

### 6 後援

岐阜市、関市、羽島市、山県市、本巣市、（公財）岐阜県スポーツ協会、（社福）岐阜県社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部

### 7 実施競技

#### (1) 個人競技

陸上（身体・知的）、水泳（身体・知的）、アーチェリー（身体）、卓球（身体・知的、精神）、フライングディスク（身体・知的）、ボウリング（知的）、ボッチャ（身体〔肢体〕）

#### (2) 団体競技

バスケットボール（知的）、車いすバスケットボール（身体〔肢体〕）、グランドソフトボール（身体〔視覚〕）、ソフトボール（知的）、バレーボール（身体〔聴覚〕・知的・精神）、サッカー（知的）、フットソフトボール（知的）

## 8 開催日程等

開催日	競 技 名	開 催 場 所	申込期日
4/13(土)	フットソフトボール	本巣市しんせい運動広場	4/5(金)
4/14(日)	ソフトボール	羽島市運動公園	4/5(金)
	グラウンドソフトボール	岐阜盲学校	
4/21(日)	車いすバスケットボール	岐阜市南部SC	4/12(金)
	バレーボール(聴覚・知的・精神)	山県市総合体育館	
	サッカー	岐阜市島西運動場	
5/11(土)	卓球	GMCふれ愛ドーム他	4/19(金)
5/12(日)	水泳	岐阜県福祉友愛プール	4/19(金)
5/18(土)	アーチェリー	中池公園アーチェリー場	4/26(金)
5/19(日)	ボッチャ	岐阜県福祉友愛アリーナ	4/26(金)
	ボウリング	A. C. GRAND	
6/2(日)	陸上	GMC長良川競技場	5/2(木)
	フライングディスク	GMC補助競技場	
6/16(日)	バスケットボール	未定	6/7(金)

## 9 参加資格

- (1) 中学生以上の障がい者で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。又は、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付の対象に準ずる障がいがある者。  
ただし、北信越・東海ブロック予選及び全国障害者スポーツ大会の代表選手対象者は、令和6年4月1日現在、13歳以上の者とする。
- (2) 県内に現住所（住民票）を有する者。
- (3) 県内の施設や学校に入所及び通所並びに通学している者。

## 10 障害・年齢区分等

- (1) 障害区分については、別表Ⅰ・Ⅱのとおりとする。  
ただし、フライングディスク競技のディスタンスについては、立位男子・女子、座位男子・女子の区分のみとし、アキュラシーは障害及び年齢、性別の区分なく行う。
- (2) 年齢区分については、以下のとおりとする。  
アーチェリー、フライングディスク、ボッチャ以外の個人競技は、男女別で以下の年齢区分別に行う。
  - (ア) 身体 1部：12歳～39歳 ・ 2部：40歳以上
  - (イ) 知的 少年の部：12歳～19歳 ・ 青年の部：20歳～35歳 ・ 壮年の部：36歳以上
- (3) 団体競技については、年齢の区分なく行う。  
男女の区分については、「11 参加・申込方法」に記載のとおり。

## 11 参加・申込方法

- (1) 複数の競技（個人・団体を含む）に参加することができる。ただし、北信越・東海ブロック予選に出場する場合は、いずれか1競技に限定するものとする。

## ア 個人競技

- (ア) 陸上、水泳、フライングディスク競技については、原則2種目をエントリーするものとする。
- (イ) 陸上競技で、50mと100mの両方に申し込むことはできない。
- (ウ) 陸上競技で、立幅跳と走幅跳の両方に申し込むことはできない。
- (エ) 陸上競技で、障害区分8を除き、ソフトボール投とジャベリックスローの両方に申し込むことはできない。
- (オ) 陸上競技で、50mのスタートはスタンディングスタートとし、スターティングブロックの使用は認められない。
- (カ) 陸上競技で、視覚障がい選手が50mに出場する場合は、障害区分24が音響走で障害区分25が一般の50mとなる。
- (キ) 陸上競技で、車いすを使用して800m以上の競技に出場する場合は、競技用車いす(レーサー)を使用しなければならない。

## イ 団体競技

- (ア) バスケットボール及びバレーボール(身体〔聴覚〕・知的)は、男子・女子それぞれのチーム編成とする。
  - (イ) 車いすバスケットボール、グランドソフトボール、ソフトボール、サッカー、フットソフトボールは、男女混成によるチーム編成を認める。
  - (ウ) バレーボール(精神)は、男女混成(試合中常に1名以上の女子を含む)によるチーム編成とする。
  - (エ) 各競技とも、複数機関合同によるチーム編成でのエントリーを認める。
  - (オ) 各競技とも、以下の人数以内でチーム編成し、エントリーする。

a バスケットボール	選手12名、監督・コーチ3名以内
b 車いすバスケットボール	選手12名、監督・コーチ3名以内
c グランドソフトボール	選手16名、監督・コーチ6名以内
d ソフトボール	選手15名、監督・コーチ3名以内
e バレーボール	選手12名、監督・コーチ3名以内
f サッカー	選手16名、監督・コーチ3名以内
g フットソフトボール	選手15名、監督・コーチ3名以内
- (2) 別紙申込用紙に必要事項をご記入のうえ、各競技「8 開催日程等」に記載の申込期日までに本会宛へメール又は郵送、FAXで申し込むものとする。
- (※本会ホームページより様式をダウンロードすることも可能)

## 12 競技

令和6年度版の全国障害者スポーツ大会競技規則に準ずる。その他については、審判員の指示による。

## 13 安全管理

- (1) 参加選手の健康・安全管理については、保護者及び申込責任者において十分配慮すること。
- (2) 主催者側は、傷害保険に加入するとともに救護員を配置し、応急処置のみ行うものとする。

#### 14 その他

プログラム等に記載された内容（個人情報）は、本大会に関する目的のみ利用させていただきます。

また、大会当日メディア等による取材や、本会によるホームページ等で報告用の写真を掲載させていただく場合がありますので予めご了承の上申し込みください。

#### 15 申込及び問い合わせ先

一般社団法人 岐阜県障害者スポーツ協会

〒500-8385 岐阜市下奈良2-2-1 福社会館5階

Tel 058-201-1568 Fax 058-273-9308

E-Mail [soumu@gpsa.jp](mailto:soumu@gpsa.jp)

H.P <http://www.human-i-land.com/gisinsyou/sports/>

<別表 I> 障害区分表

陸上競技

◎ 男女別・年齢区分別 △男女混合・年齢区分なし ▲男女別・年齢区分なし

			区分番号	障害区分	競走							跳躍			投てき						
					※2 50m	100m	200m	400m	800m	1500m	スラローム	※1 4×100mリレー	走高跳	立幅跳	走幅跳	砲丸投	ソフトボール投	ジャベリックスロー	ビーントラッグ投		
肢体不自由者	1	上肢	1	手部切断 片前腕切断 片上肢不完全 片上腕切断 片上肢完全	◎	◎					※4				◎	◎	◎	◎	◎		
			2	両前腕切断、片前腕・片上腕切断 両上肢不完全	◎	◎					◎		▲	◎	◎						
			3	両上腕切断 両上肢完全	◎	◎							▲	◎	◎						
		下肢	4	片下腿切断 片下肢不完全	◎	◎									◎	◎	◎	◎	◎		
			5	片大腿切断 片下肢完全	◎	◎									◎	◎	◎	◎	◎		
			6	両下腿切断	◎	◎									◎		◎	◎	◎		
			7	片下腿・片大腿切断 両下肢不完全	◎										◎		◎	◎	◎		
			8	両大腿切断 両下肢完全													◎	◎	◎		
	2	脳 脊 子 常 用 、 以 外 で 車	9	体幹 ※3	◎	◎									◎	◎	◎	◎	◎		
			10	第6 頸髄まで残存	◎	◎					◎									◎	
			11	第7 頸髄まで残存		◎	◎		◎	◎	◎										◎
			12	第8 頸髄まで残存		◎	◎		◎	◎	◎						◎	◎	◎		
			13	下肢麻痺で座位バランスなし		◎	◎		◎								◎	◎	◎		
			14	下肢麻痺で座位バランスあり		◎	◎		◎		◎						◎	◎	◎		
		15	その他の車いす		◎	◎		◎		◎						◎	◎	◎			
	3	(脳性麻痺・脳血管疾患・脳外傷等)	16	四肢麻痺で車いす使用	◎						◎									◎	
			17	けって移動	◎						◎										◎
			18	片上下肢または片上肢で車いす使用	◎						◎						◎	◎			
			19	上肢で車いす使用	◎	◎	◎		◎	◎	◎						◎	◎	◎		
			20	その他走不能													◎	◎	◎		
			21	上肢に不随意運動を伴う走可能	◎	◎	◎				◎					◎	◎	◎	◎	◎	
			22	その他走可能	◎	◎	◎				◎					◎	◎	◎	◎	◎	
	4	視覚障害 ※5	23	電動車いす常用							◎									◎	
24			視力0から0.01まで ※6	◎	◎	◎		◎	◎					◎	◎	◎	◎	◎			
聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害	知的障害	内部障害	25	その他の視覚障害	◎	◎	◎		◎	◎			▲	◎	◎	◎	◎	◎			
			26	聴覚障害	◎	◎	◎		◎	◎				▲	◎	◎	◎	◎	◎		
			27	知的障害	◎	◎	◎	◎	◎	◎		△	▲	◎	◎		◎	◎			
			28	ぼうこう又は直腸機能障害	◎					◎				◎	◎		◎	◎			

※1 4×100mリレーは男女混合とする。

※2 50m競走で使用する車いすは日常生活用とする。

※3 体幹とは、頸部・胸部・腹部及び腰部(脊柱)のみに変形がある者。

(四肢の機能障害を伴う場合は、体幹の機能障害があってもこの区分には該当しない。)

※4 複数の障害区分にわたり1つの◎がついている場合は、1つの区分として競技を行い、順位を決定する。

※5 視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。

※6 障害区分24は光を通さないアイマスクまたはアイシェードを装着する。

# 水泳

◎ 男女別・年齢区分別    ○ 男女別・1部    ● 男女別・2部    △ 男女混合・年齢区分なし

			自由形		背泳ぎ		平泳ぎ		バタフライ		※オープン		※1	※1		
			25m	50m	25m	50m	25m	50m	25m	50m	25m ビート板	25m オープン	4×50m フリーリレー	4×50m メドレーリレー		
障害区分																
区分番号																
肢体不自由	1	上肢	1	手部切断	◎	◎	●	○	●	○	●	○	◎	◎		
			2	片前腕切断、片上肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○	◎	◎		
			3	片上腕切断、片上肢完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○	◎	◎		
			4	両前腕切断、両上肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○	◎	◎		
			5	両上腕切断、両上肢完全 片前腕・片上腕切断	◎	◎	●	○	●	○	●	○	◎	◎		
	1	下肢	6	片下腿切断、片下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○	◎	◎		
			7	片大腿切断、片下肢完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○	◎	◎		
			8	両下腿切断、両下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○	◎	◎		
			9	両大腿切断、両下肢完全 片下腿・片大腿切断	◎	◎	●	○	●	○	◎		◎	◎		
	1	上下肢	10	片上肢切断・片下腿切断 片上肢不完全・片下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	◎		◎	◎		
			11	多肢切断、片上肢完全・片下肢完全 両上肢不完全・両下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	◎		◎	◎		
	2	車椅子 常用	脳原性 麻痺	12	体幹	◎	◎	●	○	●	○	●	○	◎	◎	
13				第7頸髄まで残存	◎	◎	◎		◎				◎	◎		
14				第8頸髄まで残存	◎	◎	●	○	●	○	●	○	◎	◎		
15				下肢麻痺で座位バランスなし	◎	◎	●	○	●	○	●	○	◎	◎		
3	(脳性 麻痺・脳血管 疾患等)	脳原性 麻痺	16	下肢麻痺で座位バランスあり	◎	◎	●	○	●	○	●	○	◎	◎		
			17	四肢麻痺(車いす常用) 上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	◎	◎	◎		◎				◎	◎		
			18	両下肢麻痺 上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	◎	◎	●	○	●	○	●	○	◎	◎		
			19	片側障害で片上肢機能全廃	◎	◎	●	○	●	○	◎		◎	◎		
			20	その他の片側障害で走可能	◎	◎	●	○	●	○	●	○	◎	◎		
4			21	その他	◎	◎	●	○	●	○	●	○	◎	◎		
			22	浮具使用	◎	◎	◎		◎				◎	◎		
視覚障害 ※2			23	視力0から0.01まで ※3	◎	◎	●	○	●	○	●	○	◎	◎		
			24	その他の視覚障害	◎	◎	●	○	●	○	●	○	◎	◎		
聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、その他			25	聴覚障害	◎	◎	●	○	●	○	●	○	◎	◎		
知的障害			26	知的障害	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	△

※1 フリーリレー、メドレーリレーは男女混合とする。

※2 視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。

※3 障害区分23は光を通さないゴーグルを装着する。

※ 25mビート板、25mオープンについてはオープン競技(泳法フリー)のため、全国大会の選考対象外種目となります。

## ポッチャ

◎男女混合、年齢区分なし

		区分番号	障害区分	競技スタイル		
				立位	座位	
肢体不自由	1	切断・機能障害	1	多肢切断・両下肢完全 両上肢不完全および両下肢不完全	◎	
	2	脳原性麻痺以外で 車いす常用、使用	2	第6頸髄まで残存		◎
			3	第7頸髄まで残存		◎
			4	第8頸髄まで残存		◎
			5	多肢切断		◎
			6	四肢麻痺で車いす常用または、使用		◎
	3	脳原性麻痺(脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等)	7	けって移動		◎
			8	片上下肢で車いす常用または、使用		◎
			9	その他走不能	◎	
	4		10	電動車いす常用		◎

※座位とは、車いす及び椅子に座った競技スタイルを言う。

※座位で競技する選手(区分2～8及び10)で、移動したり、方向を変えたりすることが機能的に困難な者にスポーツアシスタントを、ランプ使用者にはランプオペレーターをそれぞれ選手1名につき1名を認める。

※立位で競技する選手については、安全上の配慮から、投球時以外はボックス内に椅子を準備し、座位にて待機してもよい。

※脳原性麻痺で、四肢に可動域制限や協調運動障害がある者で上肢による車いす使用者はすべて四肢麻痺(区分6)として判定する。

※区分10は、四肢もしくは三肢体幹機能障害により電動車いすを常用している者を対象とする。

※上記障害以外の場合は、オープン参加とする。

## ボウリング

知的障害者で、男女別、年齢区分別に実施する。

## アーチェリー

● 男女別

	区分番号	障害区分	リカーブ		コンパウンド	
			50m・30m	30mダブル	50m・30m	30mダブル
肢体不自由	脳原性麻痺以外で車椅子常用	1 第8頸髄まで残存	●	●	●	●
		2 その他の車いす	●	●		
	切断・機能障害	3 上肢障害	●	●		
		4 下肢障害 (いす、車いす使用を含む)	●	●		
		5 体幹障害	●	●	●	●
	6 脳原性麻痺	●	●			
聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害	7 聴覚障害	●	●			
内部障害	8 ぼうこう又は直腸機能障害	●	●			

## 卓 球

◎男女別、年齢区分別 ● 男女別

			区分番号	障害区分	卓球	STT
肢体不自由	1	上肢	1 片上肢障害		◎	
			2 両上肢障害		◎	
		下肢	3 片下腿切断、片下肢不完全		◎	
			4 片大腿切断、両下腿切断 片下肢完全、両下肢不完全		◎	
			5 片下腿・片大腿切断 両大腿切断、両下肢完全		◎	
		体幹	6 体幹		◎	
	2	脳原性麻痺以外で車椅子常用、使用	7 第8頸髄まで残存		◎	
			8 座位バランスなし		◎	
			9 その他の車椅子		◎	
	3	脳原性麻痺	10 車椅子使用		◎	
			11 杖・松葉杖使用		◎	
			12 上肢に不随意運動あり		◎	
			13 上肢に不随意運動なし		◎	
			14 片側障害		◎	
視覚障害※		15 アイマスクまたはアイシェード有り			◎	
		16 アイマスクまたはアイシェード無し		◎		
聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害		17 聴覚障害		◎		
知的障害		18 知的障害		◎		
精神障害		19 精神障害		●		

※1 「第8頸髄まで残存」には、「第6頸髄まで残存」および「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。

※2 視覚障害は視力・視野の程度に関わらず、アイマスクまたはアイシェードの有無で出場競技を分ける。

※3 障害区分15は、各自で用意した光を通さないアイマスクまたはアイシェードを装着する。

## フライングディスク

◎区分なし ● 男女別

	アキュラシー		ディスタンス	
	ディス'リート5	ディス'リート7	座位	立位
肢体不自由				
視覚障害				
聴覚障害	◎	◎	●	●
知的障害				
内部障害 (ぼうこう又は直腸機能障害)				



## **バスケットボール**

知的障害者で、男女別を実施する。

## **車いすバスケットボール**

肢体不自由者の車いす使用者で、競技規則に定める規定に該当する者。

## **ソフトボール**

知的障害者のみの競技とする。

## **グランドソフトボール**

視覚障害者のみの競技とする。

## **バレーボール**

聴覚障害者と知的障害者で、男女別を実施する。  
精神障害者は、男女混合とする。

## **サッカー**

知的障害者のみの競技とする。

## **フットソフトボール**

知的障害者のみの競技とする。



<別表Ⅱ> 障害区分の説明

■ 肢体不自由1

		障害区分名	解 説	
切断、機能障害	立位	切断	手部	片側及び両側の手部の切断者
			片前腕	手関節の離断を含む片側の前腕の切断者
			片上腕	肘関節の離断を含む片側の上腕の切断者
			両前腕	両側手関節離断を含む両側の前腕の切断者
			両上腕	両上腕の切断者
		片前腕・片上腕	片前腕の切断及び片上腕の切断者	
		機能障害	片上肢不完全	一側の肩・肘・手関節のうち一または二関節に機能障害がある者
			片上肢完全	一側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者
			両上肢不完全	両側の肩・肘・手関節のうち一または二関節に機能障害がある者
			両上肢完全	両側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者
	下肢	切断	片下腿	片足部の切断を含む片下腿の切断者
			片大腿	膝関節の離断を含む片大腿の切断者
			両下腿	両側の下腿の切断者
			両大腿	両側の大腿の切断者
			片下腿・片大腿	片下腿の切断及び片大腿の切断者
		機能障害	片下肢不完全	一側の股・膝・足関節のうち一または二関節に機能障害がある者
			片下肢完全	一側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者
			両下肢不完全	両側の股・膝・足関節のうち一または二関節に機能障害がある者
			両下肢完全	両側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者
上下肢	切断	片上肢・片下肢	片上肢の切断及び片下肢の切断者	
		多肢切断	三肢以上の切断者	
	機能障害	片上肢不完全・片下肢不完全	片上肢不完全及び片下肢不完全の者	
		片上肢完全・片下肢完全	片上肢完全及び片下肢完全の者	
体幹	体幹	頸部・胸部・腹部及び腰部(脊柱)のみに変形がある者(脊椎カリエス等による体幹の障害が該当する)【注1】		

【注1】 四肢の機能障害を伴う場合は体幹の機能障害があってもこの区分には該当しない

■ 肢体不自由2

脊髄損傷等	陸上競技	脳原性麻痺以外の車椅子常用、使用	第6頸髄まで残存	肩関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者(肘関節屈曲と手関節の背屈は正常)
			第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者(肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない)
			第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者(把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない)
			下肢麻痺で座位バランスなし	【注2】
			下肢麻痺で座位バランスあり	
			その他	脳原性麻痺や脊髄麻痺以外の車椅子使用者(例: 両下肢切断のため車いすを使用し競技をする者)
	水泳	脊髄損傷等(脊髄損傷や脊髄腫瘍等脊髄疾患、ホリオ、ギランバレーなどの疾患により対麻痺や四肢麻痺相当である場合はこの区分になる。切断や奇形、脳性麻痺による場合はそれぞれの該当区分の適用になる。)	第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者(肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない)
			第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者(把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない)
			下肢麻痺で座位バランスなし	【注2】
			下肢麻痺で座位バランスあり	座位バランスのある脊髄損傷者等【注3】

【注2】 「座位バランス」の判定は、「へそ」の位置の知覚レベルの有無が一つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態でも両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランスあり」と判断する

【注3】 (水泳) 下肢の切断や欠損等による車椅子使用者は、「座位バランスあり」に区分せず切断の区分を適用すること

### ■ 肢体不自由3

脳原性麻痺（脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等）	陸上競技	車椅子	四肢麻痺で車いす使用	四肢に著しい可動域制限や協調運動障害がある者で両上肢駆動による車いす使用者
			けつて移動	両上肢の障害が重度のため両下肢または片下肢で車いすを駆動させる者
			片上下肢で車いす使用	日常動作において片側の upper limb と下肢で車いすを操作する者
		立位	上肢で車いす使用	上肢による車いす使用者【注4】
			その他走不能	杖や下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることのできない者
			上肢に不随意運動を伴う走可能	目的動作に障害のある上肢協調運動障害があるが、走ることが可能な者
	水泳		その他走可能	【注5】
			四肢麻痺（車いす常用）	四肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害がある者で上肢駆動による車いす使用者
			上肢に著しい不随意運動を伴う走可能	意図的な動作に障害がある等の上肢の協調運動障害があり、走ることが不可能な者
			両下肢麻痺	両下肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害がある者（車いすや杖、松葉杖などを使用していることが多い）
			上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	上肢の協調運動障害が軽度な者で、走ることが不可能な者
			片側障害で片上肢機能全廃	片側障害で患側上肢でストローク動作ができない者
			その他の片側障害で走不能	片側障害で患側上肢でもストローク動作が可能だが、走ることが不可能な者
	その他	上肢の協調運動障害が軽度で走ることが可能な者や、片側障害で送可能な者等、上記区分に該当しない者		
	卓球	車いす	車いす使用	車いすを使用して競技をする者
			杖・松葉杖使用	杖や松葉杖などを使用して競技する者
		立位	上肢に不随意運動あり	意図的な動作に障害がある等の上肢の協調運動障害がある者
			上肢に不随意運動なし	上肢の協調運動障害のない者
			片側障害	片側の上下肢に可動域制限や麻痺等の障害があるが、杖や松葉杖を使用して競技をしない者
その他	電動車いす常用（陸上）	原則として四肢体幹機能障害により日常的に電動車いすを使用している者		
	浮具使用（水泳）	重度の四肢体幹機能障害のあるもので、浮具を使用する者		

【注4】 ハンドリムを瞬時に把持したり、ハンドリムをプッシュする際に肘関節を完全に伸展させることができるものはこの区分に該当する。

【注5】 「上肢に不随意運動を伴う走可能」に該当しない走可能な者すべてがこの区分に該当する

### ■ 視覚障害

視覚障害	視力0から0.01まで その他	【注6】
------	--------------------	------

【注6】 視力は、矯正後の両眼視力の和で判定する

### ■ 聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害

聴覚・平衡機能障害 音声・言語機能障害 そしゃく機能障害	聴覚障害	区分しない
------------------------------------	------	-------

### ■ 知的障害

知的障害	知的障害	区分しない
------	------	-------

### ■ 内部障害

内部障害	ぼうこう又は直腸機能障害	脊髄損傷等で合併した直腸・ぼうこう機能障害者は含まない
------	--------------	-----------------------------

### ■ 精神障害

精神障害	精神障害	区分しない
------	------	-------